

令和8年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託の
公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

総務課

令和7年12月16日

NO.	質問事項	回答
1	【様式7 同種業務実績調査】について 添付する「デザイン作品」は、印刷物現物でなくとも、データのプリントアウトで代用してもかまわないでしょうか。	カラー印刷であれば差し支えありません。
2	【仕様書4 エ 点訳用wordデータ・音声用テキストデータの作成】について wordデータは点訳に変換されたデータ、或いはテキスト情報のみどちらのデータになりますでしょうか。	テキスト情報のみです。
3	【仕様書5（2）編集】について ① 「広報紙に掲載するイベント等のタイトルロゴは、広報紙編集開始前に作成および提供を依頼する場合があるが、対応すること（年間最大3回）」と記載がありますが、これは「広報紙の制作業務」とは別に、イベントのロゴ制作（イベント業務やイベント告知制作物で使用するデザイン制作業務）が新たに含まれているという理解ででしょうか。 上記の著作権は大阪市へ帰属するものでしょうか。それともイベント主催者団体等別団体でも二次使用されるのでしょうか。 ② 上記の件はイベントロゴだけでなく、広報紙のデザイン（イラストや再委託先のカメラマンの撮影データも含む）もイベント紹介のチラシなどで使用される（=広報紙以外の別媒体の制作業務が含んでくる）ということもあるのでしょうか。もある場合は、見積もり前に事前に使用サイズ等詳細・点数などご提示いただくことはできますでしょうか。	「広報紙に掲載するイベント等のタイトルロゴ」（以下、「タイトルロゴ」という。）の作成について、本年度実績の一つとして、広報東住吉「なでしこ」令和7年10月号に掲載している「区民フェスティバルのロゴ」が該当します。 本業務委託の範囲は「広報東住吉「なでしこ」の作成業務」であることから、タイトルロゴの作成についても、広報紙での使用を前提としています。 タイトルロゴの作成にあたっては、広報紙の編集スケジュールに関わらず依頼することがあります。 著作権については、タイトルロゴを含め、広報東住吉「なでしこ」に掲載する一切の内容について本市に帰属します。 広報紙の掲載内容や、納品後のタイトルロゴについては、本市または本市が参画する実行委員会等の団体において使用することがあります。 なお、広報紙以外の別媒体の制作については、仕様書で示しているもの以外には発生しません。
4	【仕様書5（3）撮影】について ① 最大3回は「最大3日」の解釈でよろしいでしょうか。 ② 撮影に応じて、撮影日程や場所などの調整に関しては発注者の側で行うことで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。 発注者側で行います。
5	【仕様書5（4）校正】について 文字校正3回と、色校正確認の計4回とも来所しての打合せという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	【ヘッダー、フッター】について 紙面のヘッダーやフッターは、現状のフォントや級数を守り、記載項目も継承したほうがよいでしょうか。それとも、この部分も自由に提案して問題ないでしょうか。	自由に提案していただいて構いません。
7	【特集ページの制作】について 特集ページのデザインやレイアウト案を複数提出求められる場合がありますか。	複数の案を求める場合があります。
8	【使用フォント】について 使用されているフォントについて教えていただくことは可能でしょうか。	現在の広報紙で主に本文で使用しているフォントは、UDフォント（ヒラギノUD角ゴ Std）です。